

## 岩倉市産地パワーアップ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち型産地パワーアップ事業実施要領（平成30年12月21日付け30尾農第4025号による愛知県知事通知。以下「実施要領」という。）に基づいて市内の農業者及び農業者が組織する団体が行う園芸農産振興及び農産物流通対策事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する岩倉市産地パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとし、補助金の交付については、実施要領及びこの交付要綱に定めるもののほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12園産第194号による愛知県知事通知）
  - (2) 愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）
  - (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
  - (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- (補助対象事業等)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする事業実施主体は、交付申請書（様式第1）に岩倉市産地パワーアップ事業計画書（様式第2）を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第4条 申請の取下げを行う場合、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、第3条に規定する補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認められた場合は、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第3）により事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（事業の着手等）

第6条 事業実施主体による本事業の着手は、原則として、市長からの補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、事業実施主体は、あらかじめ、交付決定前着手届（様式第4）を市長に提出し、交付決定前着手承認通知書（様式第5）により、承認を受けなければならない。

（計画変更の承認）

第7条 事業実施主体は、事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第6）を市長に提出し、事業計画変更承認通知書（様式第7）により承認を受けなければならない。

ただし、別表の承認を要する経費欄に掲げる変更以外の変更で、補助金等の変更を来さない次に定める変更についてはこの限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助等の目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない範囲を限度とすること。

(2) 補助等の目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更

(3) 補助等の目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業の中止又は廃止）

第 8 条 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、事業の中止又は廃止承認申請書（様式第 8）を市長に提出し、事業の中止又は廃止承認通知書（様式第 9）により承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 9 条 事業実施主体は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第 10）に岩倉市産地パワーアップ事業実績報告書（様式第 11）を添えて、市長が別に定める期日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、事業実施主体から実績報告の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金の額の確定通知書（様式第 12）により事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 事業実施主体は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第 13）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項に定める補助金交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日をもって、この要綱の効力を失う。